

生食発 0324 第 7 号
4 輸国第 5861 号
令和 5 年 3 月 24 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)
農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正について

我が国から中華人民共和国（以下「中国」という。）向けに輸出する水産食品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 CN-S1 「中華人民共和国向け輸出水産食品の取扱要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、要綱に規定する施設認定等の手続及び衛生証明書の発行手続について、下記のとおり改正を行いましたので、その実施について特段の御理解、御協力方よろしく申し上げます。

また、関係事業者への周知について特段の御配慮をお願いします。

記

1. 施設の認定手続等について

- (1) 施設の認定及び変更手続において、施設認定機関が施設に提示する書類から「中国向け輸出水産食品取扱施設の審査結果書」を削除したこと。(要綱 6.(3) 及び (5) ア並びに別紙様式 1-4)
- (2) 施設の認定手続において、点検票に施設の代表者の署名及び押印並びに輸出水産食品検査担当官の署名及び施設認定機関の印章を押印することとしたこと。また、施設認定機関が食品監視安全課に認定に係る報告を行う際の添付資料に、施設等の配置図及び製造工程図を追加したこと。(要綱 6.(3)、別添 2 及び別紙様式 16)

2. 衛生証明書の発行手続について

- (1) 令和 3 年 12 月 31 日までに中国に登録された施設であって、「中国向け輸出水産食品認定施設に係る追加の手続等の実施について」(令和 4 年 8 月 26 日付け薬生食監発 0826 第 2 号) による追加情報の登録が完了した施設及び令和 4 年 1 月 1 日以降に中国に登録された施設で加工又は保管された製品を輸出する場合は、当該製品がシングルウィンドウに登録されていることを確認した上で衛生証明書を発行することとしたこと。(別添 3-2)
- (2) 原料の捕獲漁船が中国に登録されている場合は、衛生証明書発行申請書に当該登録番号を記載することとしたこと。(別添 3-2)

3. その他

所要の改正を行ったこと。